2016
No.131
2
広報

ふじさき

みんなで創る 心豊かな 優しいまち

主な内容

まちのわだい……P 2
第４回議会定例会……P 3
藤崎町健康宣言……P 9
ふれあいライフ……P 18
お知らせ……P 20
ふじさキッチン……P 22

厳かな新年の伝統行事

第353回常盤八幡宮年縄奉納行事

平成27年第4回　議会定例会

会期 12月4日～10日の7日間

平成27年12月4日から10日まで、平成27年第4回藤崎町議会定例会が開かれ、報告1件、議案17件について審議し、承認および原案通り可決し、閉会しました。

審議された議案の案件および内容

■報告

- 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(平成27年度藤崎町水道事業特別会計補正予算(第３回))

■議案

- 藤崎町教育委員会教育長の任命の件
- 藤崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案
- 藤崎町情報公開条例の一部を改正する条例案
- 藤崎町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
- 藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 藤崎町税条例等の一部を改正する条例案
- 藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 藤崎町老人福祉センター条例の一部を改正する条例案
- 黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃施設組合規約の変更について
- 弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 藤崎町農産物直売施設の指定管理者の指定の件
- 平成27年度藤崎町一般会計補正予算(第４回)案
- 平成27年度藤崎町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第３回)案
- 平成27年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第２回)案
- 平成27年度藤崎町介護保険(事業勘定)特別会計補正予算(第３回)案
- 平成27年度藤崎町水道事業会計補正予算(第４回)案
- 平成27年度藤崎町下水道事業会計補正予算(第３回)案

補正予算

■一般会計

制度改正や中途入所児童の増による保育所運営費の追加、農業集落排水事業の安定的な事業運営のための経費追加を中心に、歳入歳出ともに3億3873万3千円が追加されました。

■特別会計

・国民健康保険(事業勘定)特別会計　歳入歳出とも5145万円追加
・後期高齢者医療特別会計
歳入歳出とも1422万6千円減額
・介護保険(事業勘定)特別会計
歳入歳出とも2469万2千円追加
・水道事業会計
収益的収支
収入支出とも30万3千円追加
資本的収支
収入8189万減額
支出1013万4千円減額
・下水道事業会計
収益的収支
変更なし(委託料の調整)
資本的収支
収入8089万円追加
支出8437万2千円減額

一般質問

吉村　忠男　議員

町行政の運営について

問　選挙制度について

①投票率向上および18歳以上の有権者数と具体的施策について
②投票時間の短縮等について

答　①18歳および19歳の有権者は、12月1日現在で、男135名、女133名、合計268名となっています。
投票率向上については、大きな問題となっており、県選挙管理委員会からも投票率向上に向けた施策を求められています。来る参議院議員選挙に向け、対応策を検討していきたいと考えています。また、18歳および19歳の新しく有権者となる方に対しては、ダイレクトメール等で選挙啓発を図っていきたいと考えています。

12/23 叙勲の栄誉を讃えて

場所：町文化センター

平成27年藤崎町叙勲受章祝賀会が開催され、平成27年に叙勲を受章した工藤　勝 氏、石澤　英徳 氏、髙木　清美 氏をお祝いしました。受章者の方々は「これまでの経験を生かしてこれからも地域のために頑張りたい」と話していました。

1/1 地域の伝統を継承して

場所：崇染宮

俵舁、下俵舁、柏木堰の３町内合同で毎年恒例の年縄奉納行事が行われました。参加者が年縄を担いで３町内を練り歩いた後、柏木堰地区にある崇染宮に奉納し、五穀豊穣や家内安全を祈願しました。

1/10 災害のない１年を願って

場所：町役場駐車場、町文化センター

平成28年藤崎町消防出初式において、雪の降る中で機械点検や分列行進などが行われました。団員たちは、災害のない明るい１年になることを祈りつつ、今年の防災活動に対する決意を新たにしていました。

12/13 未来の一流選手を目指して

場所：藤崎中央小学校

埼玉西武ライオンズで活躍中の渡辺直人選手による野球教室が開催され、町内の小中学生が参加しました。渡辺さんは開会式で「自分の技術や野球に対する考え方を伝えたい」と話し、子どもたちは守備や打撃の技術をひとつでも多く身につけようと練習に取り組んでいました。

12/14 安全で明るい町のために

場所：町長室

ユアテック株式会社弘前営業所から白色ＬＥＤの街路灯５基が寄贈され、その贈呈式が行われました。今回寄贈された街路灯は１月中に町内に設置されました。

12/15 人権思想の普及高揚に貢献

場所：町長室

人権擁護委員の藤田　洋 氏が、多年にわたり地域住民の人権の擁護と人権思想の普及高揚に貢献された功績により、法務大臣から感謝状が贈呈されました。

②10月４日に行われた、町長選挙・町議会議員選挙において、午後6時以降に投票した方が1383名、午後7時以降に投票した方が589名いました。

こういった状況から投票時間の短縮については、午後8時までの投票が定着していると思われることから難しいものと考えます。

問　**少子化対策について**

①子育て支援のための保育料無料化などについて

答　①保育料の無料化については、保育料負担を軽減することにより、親が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりのため、現在町では、第３子以降の保育料を２階層から４階層の世帯では無料とし、５階層から８階層の世帯では5割軽減を実施しています。

将来的には町の財政状況を勘案しながら、無料化について検討したいと考えています。

子育て支援全般の拡充についても、国および県への働きかけを強化したいと考えています。

問　**町営住宅について**

①今後の計画について
②家賃延滞者の件数、金額について
③入居待機者について

答　①社会資本整備総合交付金を活用する公営住宅建設には、町が公営住宅等長寿命化計画を策定していることが必要となります。

水上団地については、建替として計画しており、平成25年度より順次整備してきました。

また、西田第二団地および亀田団地においても建替を計画しており、水上団地の整備状況を見極め、順次検討を行う予定です。

なお、みどり団地および、しらかば団地については、耐用年数による管理期間が30年ほど残っています。公営住宅等長寿命化計画では、個別改善または維持管理となっていますが、老朽化が目立ってきていることから、計画の見直しも視野に入れながら対応したいと思います。

②家賃が未納となっている方には、督促状や催告書の交付、納付指導により長期滞納者とならないように対応していますが、最終的に納付に応じない方に対しては、明渡請求等の手続きを行っています。

家賃滞納の内容は、平成26年度決算時点の団地全体では、合計25件952万6900円となっています。

今後も引き続き、町営住宅の家賃滞納額が増えないように対応していきます。

③入居申請後に待機状態となっている方は、団地全体で合計12名います。

現在、災害等により緊急的に入居される方のために数戸の空き家を確保していることと、水上団地整備により水木第2団地の建設中に伴う住み替えを行っていることから、一部の町営住宅の入居公募を調整していますが、早期に入居待機者を解消するように検討したいと思います。

問　**交通安全対策と各種案内看板設置について**

①県道常盤地区の温泉入口拡幅について
②冬期間の地下道の通行の安全確保について
③町内の各種案内看板設置について

答　①県道五所川原黒石線と町道常盤福祉センター通線の交差点は、町道側が狭く、両側に建物や立木があり、通行が容易でない状態です。したがって、交差点入口付近を拡幅しただけでは、全体的にみると通行の障害が解消しないと思われます。

しかし、厳しい財政状況のなか、いろいろな事業の見直しを迫られている時期でもあり、住宅地における町道全体の拡幅事業は非常に困難だと考えています。

今後は、通行に関して注意を促す看板設置等の検討をするとともに、運転者の方々にゆずりあいの気持ちを持って、歩行者の安全を第一に考えた運転をお願いするものであります。

②当町で地下道として利用されているものが、４か所あります。そのうち車両が通行できる地下道は常盤地下道のみとなっています。

常盤地下道については、出入口の勾配や途中がカーブになっており、スリップ等による車両事故が発生していたことから、事故防止のため平成24年度に地下道の一部においてロードヒーティング工事を実施しました。

また、冬期間は出入口付近など必要に応じて融雪剤を散布し、車両の通行に支障が出ないようにしています。運転者の方々には、トンネル内の走行では、ライトの点灯や十分な車間距離をとるなどの自主的な対応をお願いするものであります。

③町内各施設の案内看板は、旧国道には9か所あります。また、新国道7号線には、地域を示すものが3か所、施設を示すものが3か所となっています。

藤崎町を発信する意味でも、案内看板の設置については有効と考えるので、関係機関と協議をしていきたいと思っています。

問　**若柳地区集会所の水洗化について**

答　若柳地区の集会所は、町内会が所有する集会所となっており、町内にはこういった町内会所有の集会所が15か所あります。

トイレの水洗化については、現在４か所の集会所で行われていない状況です。また、平成22年度、平成23年度に国の経済対策を基に実施された事業において、地元負担をいただきながら洋式の水洗トイレに変更した町内も3か所あることから、こういった集会所全体の均衡を図る中で検討させていただきたいと考えています。

奈良　完治　議員

産業振興について

問　**農業振興対策について**

①町農産物拠点施設の現在の進捗状況について
②りんごジュースで乾杯する条例を制定しましょう

答　①町農産物拠点づくりについては、平成24年度は若手職員による必要性の検討、平成25年度には各種団体の代表者を交えた方向性の検討、そして昨年度は外部コンサルタントによる市場商圏調査の実施および農産物拠点づくり基本構想書を策定しました。

今年度は、新たに各分野の代表者や外部アドバイザーによる

町産業創造協議会を組織し、町の規模に見合った農産物拠点の在り方について検討を重ね、先般、運営組織の形態や施設の運営方法と機能の内容、収支計画などを織り込んだ「町農産物拠点づくり基本計画(素案)」を策定したところです。

この基本計画の素案については、今後、広く住民の意見を募るパブリックコメントの実施や生産者への説明会を開催し、内容の周知を図りながら基本計画として策定したいと考えています。

今後とも議員並びに町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、町農産物拠点づくりへの取り組みを進めていきます。

②最近では黒石市が「地酒による乾杯を推奨する条例」を制定しており、全国的にも多くの自治体で制定されています。

ただ、個人の嗜好に関わる分野で自治体が条例を制定することには、賛否両論があるとも伺っています。

本来「乾杯」とは、酒による乾杯が基本と考えます。しかし、北海道中標津町の「牛乳消費拡大応援条例」のように、商品の消費拡大などを目的とした条例もあるようです。

藤崎町でもりんごの6次産業化を目指し、新たなりんご商品を開発したいとする団体もあることから、藤崎産りんごブランド商品の販売戦略やりんご「ふじ」の消費拡大を図っていく中で、「乾杯条例」が必要であるかどうか十分検討し、判断していきたいと考えています。

福祉行政について

問　**藤崎町健康宣言について**

①具体的な方向性、取り組みについて

答　①まず、11月22日のふじさき秋まつり事業の一環として、「藤崎町健康宣言町民の集い」が、議員の皆様をはじめ、300名以上の町民にご参加いただき、無事に開催できたことに、深く感謝と御礼を申し上げます。

さて、町では、食・運動・健診を健康づくりの柱に据え、健康推進員と食生活改善推進員が中心となり、草の根的に活動を実践しています。

また、体育協会の協力によるチャレンジデーやトレーニング教室、町民運動会の開催は、運動の大切さの意識付けに大きく寄与しているものと高く評価しているところです。

平成25年度の特定健診の受診率は、全国平均を上回る44・1%、平均寿命も男女ともに県平均を上回り、楽観はしていませんが、町民の健康に対する意識の高さの表れであると感じています。

このたびの健康宣言は、健康づくりに取り組む姿勢を町内外に公表し、全県的な運動の一助となると考え、また、町民の健康意識がステップアップする絶好の機会ととらえ、秋まつりに合わせて開催した次第です。

健康の維持と平均寿命の延伸は、一朝一夕にできるものではありません。健康宣言にもうたっていますが、町民一人ひとりが意識してこそ実現できるものであり、そのためには、日頃の地道な活動や健康教育による意識付けが最大の近道であると思っています。

今後も、健康づくりの柱を、食・運動・健診の三本に据え、体育協会を始めとした各種団体の協力の下に、健康推進員そして食生活改善推進員と連携を図りながら、住民の生活に根ざした活動を継続していきたいと考えていますので、引き続きご協力をお願いするものです。

町防災について

問　**洪水対策について**

①茨城県常総市と宮城県大崎市、大和町等の堤防決壊での町長の感想は
②再度、岩木川、平川、十川、浪岡川の堤防決壊の可能性のある正確な数値等をおたずねします
③国土交通省及び県は川幅の拡幅等の計画は持ち合わせているのか
④国土交通省とのトップセミナーを終えたと思いますが現状の浸水ハザードマップの見直しはするのか

答　①平成27年9月の関東・東北豪雨については、9月10日から11日にかけて、16地点で24時間雨量が観測史上１位となるなど、これまで経験したことのないような豪雨となりました。被害も死者８名、19河川で堤防決壊、67河川で氾濫など、大きな被害をもたらしました。

被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

この災害で注目すべきは、これまで決壊することがないと思われた堤防が、決壊したことです。当町も、岩木川、平川、浅瀬石川、十川に囲まれていることから、他人事ではないと心配しています。

②ご質問の河川について、国および県に確認したところ、岩木川水系は「岩木川水系河川整備基本方針」に基づき、沿川地域を洪水から防御するため、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、自然環境に配慮しながら、堤防の新設および河道掘削を行い、計画規模の洪水を安全に流下させるよう整備を進めていると伺っています。

岩木川における主要な地点には、計画規模の洪水を安全に流下させる水位として「計画高水位」を設定しています。

現在、岩木川では戦後最大規模の洪水を対象とした「岩木川水系河川整備計画」に基づき、河道拡幅等の整備を行っており、上岩木橋水位観測所地点の計画高水位は、標高で44・80ｍ、平川の百田水位観測所地点では、標高で21・８４９ｍとしています。また、県が管理している河川については、氾濫危険水位として、十川の大字福島地点では標高で19・57ｍ、浪岡川の大字浪岡岡田地点では標高で25・87ｍに設定しています。

国土交通省では、本年9月の関東東北地方の豪雨災害と同様の豪雨災害が、全国のどこにおいても発生する可能性があるとの認識の下、「避難を促す緊急行動」と「地域住民を支援する緊急行動」を各地で実施中であり、藤崎町管内においても先般実施したところです。

町としても、出水時には、河川管理者から提供される情報の共有に努め、住民の安全確保に努めていきます。

③岩木川流域は、古くから洪水被害に見舞われ、国土交通省では大正7年の直轄事業着手以降、

教育問題について

問　町の教育の充実について

答　町では「青森県教育施策の方針」を受け、児童生徒個々の夢や志の実現に向け、知育・徳育・体育を育むこととし、「確かな学力」「豊かでたくましい心」「健やかな心身」の育成を主眼に据え、基礎的な知識・技能を育み、自ら考え、判断し行動できる力や、他人を思いやる心、命を大切にする心、規範意識、倫理観の醸成並びに健康教育を推進しています。

町の教育振興計画を具現化するため、学習教室の開催やＩＣＴ機器の配備、学習支援員の配置等を行っていますが、教育は学校教育のみならず、家庭・地域の教育力が不可欠であるため、学校が中心となって、家庭・地域に働きかけ、一体となって「思考力」「基礎力」「実践力」を身に付け、21世紀をたくましく生き抜く力を持った児童生徒の育成に努めているところです。

平成28年度の重点事業など

問　平成28年度の町重点事業について

答　２期目の町政運営を担うこととなりましたが、これも町民のため、愚直に、謙虚に一歩一歩進んできたことを評価していただいたものと感じています。

平成28年度は、２期目の本格的なスタートとなることから、１期目の成果を踏まえ「町民が主役の活力ある町づくり」をさらに進めていきます。

そのためには、公約に掲げた「強い産業を育てるまち」、「いきいきと暮らせるまち」、「若い世代が希望をかなえるまち」、「みんなで支え合うまち」、「子どもたちが輝くまち」の５つを柱とし、地方創生や人口対策といった、新たな課題にも積極的に取り組んでいきます。

さらに、町民参加型のまちづくりを進めるため「人づくり」にも取り組み、地域の６次産業化を推進する人材の育成などを進めていきます。

平成28年度の重点事業としては、地方創生や公約の一つ「強い産業を育てるまち」、あるいは「人づくり」とも関連する、藤崎町農産物拠点づくりの実施設計や、町の文化・芸術の発展を図るため、町文化センターの大規模改修を、年次計画を考慮しながら進めたいと考えています。

個々の施策や予算等については、今後、平成28年度当初予算の編成過程において検討しますが、予算の根幹を成す地方交付税は、今年度より合併算定替え付加が始まり、今年度は４２００万円余りが減額されています。平成28年度は、この合併算定替えに加え、交付税全体も減額されることから、本年度の交付額よりも２億６０００万円余りの減額が見込まれています。

また、今年度末における一般会計の起債残高は１２４億４０００万円余りとなり、財政健全化の面でも決して良好とはいえません。

このような厳しい状況下では、通学路の安全確保を図るため、通学路交通安全推進会議を設置し、警察、国道・県道等の関係機関とともに危険箇所の合同点検を行い、通学路の道路改修や信号機設置等の整備を検討しているところです。

今後、歩道の状況や車道の形状、通行量の状態などを見極め、学校の安全確保について一体的に検討していきます。

問　冬期間の通学路の確保について

答　各地区小中学校付近の冬期間の通学路となっている歩道は、町小型ロータリとハンドガイド式小型除雪機とで、概ね８・３キロメートルの歩道除雪を地域住民の日常生活および児童生徒の通学路確保を目的として行っています。

教育問題について

問　町の教育の充実について

答　町では「青森県教育施策の方針」を受け、児童生徒個々の夢や志の実現に向け、知育・徳育・体育を育むこととし、「確かな学力」「豊かでたくましい心」「健やかな心身」の育成を主眼に据え、基礎的な知識・技能を育み、自ら考え、判断し行動できる力や、他人を思いやる心、命を大切にする心、規範意識、倫理観の醸成並びに健康教育を推進しています。

町の教育振興計画を具現化するため、学習教室の開催やＩＣＴ機器の配備、学習支援員の配置等を行っていますが、教育は学校教育のみならず、家庭・地域の教育力が不可欠であるため、学校が中心となって、家庭・地域に働きかけ、一体となって「思考力」「基礎力」「実践力」を身に付け、21世紀をたくましく生き抜く力を持った児童生徒の育成に努めているところです。

平成28年度の重点事業など

問　平成28年度の町重点事業について

答　２期目の町政運営を担うこととなりましたが、これも町民のため、愚直に、謙虚に一歩一歩進んできたことを評価していただいたものと感じています。

平成28年度は、２期目の本格的なスタートとなることから、１期目の成果を踏まえ「町民が主役の活力ある町づくり」をさらに進めていきます。

そのためには、公約に掲げた「強い産業を育てるまち」、「いきいきと暮らせるまち」、「若い世代が希望をかなえるまち」、「みんなで支え合うまち」、「子どもたちが輝くまち」の５つを柱とし、地方創生や人口対策といった、新たな課題にも積極的に取り組んでいきます。

さらに、町民参加型のまちづくりを進めるため「人づくり」にも取り組み、地域の６次産業化を推進する人材の育成などを進めていきます。

平成28年度の重点事業としては、地方創生や公約の一つ「強い産業を育てるまち」、あるいは「人づくり」とも関連する、藤崎町農産物拠点づくりの実施設計や、町の文化・芸術の発展を図るため、町文化センターの大規模改修を、年次計画を考慮しながら進めたいと考えています。

個々の施策や予算等については、今後、平成28年度当初予算の編成過程において検討しますが、予算の根幹を成す地方交付税は、今年度より合併算定替え付加が始まり、今年度は４２００万円余りが減額されています。平成28年度は、この合併算定替えに加え、交付税全体も減額されることから、本年度の交付額よりも２億６０００万円余りの減額が見込まれています。

また、今年度末における一般会計の起債残高は１２４億４０００万円余りとなり、財政健全化の面でも決して良好とはいえません。

このような厳しい状況下では、通学路の安全確保を図るため、通学路交通安全推進会議を設置し、警察、国道・県道等の関係機関とともに危険箇所の合同点検を行い、通学路の道路改修や信号機設置等の整備を検討しているところです。

今後、歩道の状況や車道の形状、通行量の状態などを見極め、学校の安全確保について一体的に検討していきます。

問　冬期間の通学路の確保について

答　各地区小中学校付近の冬期間の通学路となっている歩道は、町小型ロータリとハンドガイド式小型除雪機とで、概ね８・３キロメートルの歩道除雪を地域住民の日常生活および児童生徒の通学路確保を目的として行っています。

五十嵐　忍　議員

町職員人事について

問　管理職への女性の登用について

①管理職における女性職員の割合について

②管理職に女性が少ない理由、原因について

答　①当町の管理職に占める女性職員の割合については、全管理職員17名中女性職員は1名で、５・９％となっています。近隣町村では、板柳町が11・１％であり、それ以外の町村は０％となっています。

②管理職に女性が少ない理由については、さまざまな原因が考えられます。大きなものとして、採用の時点で女性の採用が少なかったなど、管理職候補となる女性の数が少ないこと、女性側の意識の問題「業務の難易度が増したり、責任が重くなる」ことを望まない傾向があったこと、女性をステップアップさせていこうという、管理職や男性側の理解、関心が薄いといったことなどが考えられます。

いずれの原因も、現在はだいぶ状況が変わってきていますが、男性が働き、女性が家事、子育てに専念する働き方を、暗黙の前提とした雇用、社会制度の歪みが、異なる形で表れているものと考えられます。

保健活動について

問　町の中での大きな組織である消防団への保健活動について

①消防団への健康教育の現状について

②消防団への、より積極的、具体的な健診の勧め方について

答　①②町では様々な組織、団体へ健康教育を行っています。

消防団に対しても、団員の中心が40代、50代の最も健康意識を持っていただきたい年代であることから、年１回健康講座を開催し、健康意識の啓発に努めています。

また、分団毎の健康講座も実施しており、平成25年度は７つの分団、昨年度は３つの分団に肥満予防に関する健康教育を行い、来年度中には全22の分団を一巡する予定となっています。

健康づくりは日々の実践が涵養でありますが、その意識付けには、健康教育が最も重要であり、今後も消防団を始め、各種団体への講座の開催やチャレンジ体デー、秋まつりなどのイベントで、食、運動、そして健診の重要性について引き続き強力に普及、啓蒙していきます。

消防団への健康教育であります。

阿部　祐己　議員

子育て支援について

問　子供医療費助成の所得制限撤廃について

答　子ども医療費助成事業は、乳幼児については町村合併以前より実施しており、小学生については平成24年６月診療分から、中学生については平成25年７月診療分から保護者の所得制限を設けて給付年齢を拡充してきたところであります。

保護者の所得制限の撤廃については、町の財政状況を勘案し、実施できるかどうか前向きに検討していきたいと考えています。

問　幼保教育（認定こども園）について

答　当町では現在、保育園７か所、幼稚園１か所を４法人で運営していますが、保育機能と教育機能の両方を備えた「認定こども園」は運営されていません。

「認定こども園」は県内でも増加傾向にありますが、今年３月に策定しました「藤崎町子ども・子育て支援事業計画」において、保育園または幼稚園から「認定こども園」への移行は、各法人の意向を尊重することとしています。

運営設備について

問　藤崎小学校正門前の信号機設置について

答　信号機の設置にあたっては、自動車がすれ違うための道路幅員の確保ができていること、交通量が最大で１時間あたり３００台以上あることなどの一定の条件があります。

ご質問の箇所については、平成27年７月に通学路の危険箇所における通学路合同点検を実施したところ、弘前警察署から、現時点では信号機設置にはいたらないとの連絡を受けているところです。

学童の安全確保については、最優先課題の一つでもありますので、状況の確認を行いながらねばり強く関係機関と協議を進めていきたいと考えています。

問　町内小学校通学路のカラー舗装およびカラー塗装について

答　現在通学路でカラー舗装がされているのは藤崎中学校付近のみであります。町では、通学路の安全確保を図るため、通学路交通安全推進会議を設置し、警察、国道・県道等の関係機関とともに危険箇所の合同点検を行い、通学路の道路改修や信号機設置等の整備を検討しているところです。

今後、歩道の状況や車道の形状、通行量の状態などを見極め、学校の安全確保について一体的に検討していきます。

問　冬期間の通学路の確保について

答　各地区小中学校付近の冬期間の通学路となっている歩道は、町小型ロータリとハンドガイド式小型除雪機とで、概ね８・３キロメートルの歩道除雪を地域住民の日常生活および児童生徒の通学路確保を目的として行っています。

教育問題について

問　町の教育の充実について

答　町では「青森県教育施策の方針」を受け、児童生徒個々の夢や志の実現に向け、知育・徳育・体育を育むこととし、「確かな学力」「豊かでたくましい心」「健やかな心身」の育成を主眼に据え、基礎的な知識・技能を育み、自ら考え、判断し行動できる力や、他人を思いやる心、命を大切にする心、規範意識、倫理観の醸成並びに健康教育を推進しています。

町の教育振興計画を具現化するため、学習教室の開催やＩＣＴ機器の配備、学習支援員の配置等を行っていますが、教育は学校教育のみならず、家庭・地域の教育力が不可欠であるため、学校が中心となって、家庭・地域に働きかけ、一体となって「思考力」「基礎力」「実践力」を身に付け、21世紀をたくましく生き抜く力を持った児童生徒の育成に努めているところです。

平成28年度の重点事業など

問　平成28年度の町重点事業について

答　２期目の町政運営を担うこととなりましたが、これも町民のため、愚直に、謙虚に一歩一歩進んできたことを評価していただいたものと感じています。

平成28年度は、２期目の本格的なスタートとなることから、１期目の成果を踏まえ「町民が主役の活力ある町づくり」をさらに進めていきます。

そのためには、公約に掲げた「強い産業を育てるまち」、「いきいきと暮らせるまち」、「若い世代が希望をかなえるまち」、「みんなで支え合うまち」、「子どもたちが輝くまち」の５つを柱とし、地方創生や人口対策といった、新たな課題にも積極的に取り組んでいきます。

さらに、町民参加型のまちづくりを進めるため「人づくり」にも取り組み、地域の６次産業化を推進する人材の育成などを進めていきます。

平成28年度の重点事業としては、地方創生や公約の一つ「強い産業を育てるまち」、あるいは「人づくり」とも関連する、藤崎町農産物拠点づくりの実施設計や、町の文化・芸術の発展を図るため、町文化センターの大規模改修を、年次計画を考慮しながら進めたいと考えています。

個々の施策や予算等については、今後、平成28年度当初予算の編成過程において検討しますが、予算の根幹を成す地方交付税は、今年度より合併算定替え付加が始まり、今年度は４２００万円余りが減額されています。平成28年度は、この合併算定替えに加え、交付税全体も減額されることから、本年度の交付額よりも２億６０００万円余りの減額が見込まれています。

また、今年度末における一般会計の起債残高は１２４億４０００万円余りとなり、財政健全化の面でも決して良好とはいえません。

このような厳しい状況下では、

浅利　直志　議員

町長の政治姿勢。行政運営について

問　ＴＰＰ大筋「合意」についての評価と影響について

答　環太平洋パートナーシップ、いわゆるＴＰＰ協定の大筋合意について、国は、アジア太平洋の世紀の幕開けとなり、日本の未来を切り開く歴史的第一歩としています。

その一方で、ＴＰＰの影響に関する懸念と不安を払拭することも不可欠であるとし、先月、野菜、果樹の品目毎の影響についての説明がありました。

そのうち「りんご」については、現行17％の関税が11年目に撤廃となりますが、りんごの輸入量は端境期に２千トン程度で、国内に占める割合も０・３％とごくわずかであり、しかも国産りんごは、主要な輸出品目として品質面で国際競争力を有しているため、その影響は限定的であると見込んでいます。

「アスパラガス」については、輸入品と２倍程度の価格差があるものの、関税率が３％と低率なうえ、食味、鮮度、安全、安心感から消費者に選択されてお り、しかも輸入品は国産品が出回らない時期が中心となっていることから、その影響も限定的であると見込んでいます。

「ニンニク」についても、輸入相手国がほぼ中国ということもあり、その影響も限定的であると見込んでおります。

また、「総合的なＴＰＰ政策大綱」のなかで、米については、輸入増加分を政府が備蓄米として買い入れることで、主食用米の需要価格を維持するなどとしています。

大綱の具体的内容は、来年秋を目途に詰めるとしており、町として安全で安心な国産農産物を安定的に供給できる体制の構築を目指し、努力していく所存です。

問　地域の雇用をつくる取組について

①米づくり農家が希望のもてる施策について

②りんご農家の後継者づくりの取組について

③地域中小企業の技術者研修等支援について

答　①米については、少子化や食生活の変化に伴う消費の減少や生産者農家の高齢化など課題が山積しています。

さらに、平成30年産米からの減反政策の廃止、ＴＰＰ合意による外国産米の輸入など、米づくり農家にとっては益々厳しい状況になりつつあります。

そこで町では、国が策定を義務づけた「藤崎町水田フル活用ビジョン」に基づき、水田を主食用米から加工用米や備蓄用米の非主食用米への転換、また大豆や野菜等への作付に転換していく取り組みを進めています。

また、現在策定中の「藤崎町地域水田ビジョン」においては、主食用米偏重からの脱却を図るため、ほ場整備により水田を大区画化・汎用化したうえで、農業法人等への農地の集積・集約化と複合経営生産構造への転換を図っていくこととしています。

今後、この「藤崎町地域水田ビジョン」に基づき、ほ場整備を希望する地区には、具体的な内容を説明していきたいと考えています。

②日本の農業は今、農業従事者の高齢化に伴う後継者不足や耕作放棄地の拡大が大きな課題となっています。

農業の担い手の確保については、魅力あふれる農業の創出が重要であると考えます。

平成24年度からスタートした青年就農給付金事業により、新たに就農した方は、現在22名います。この新規就農者を中心とした「ワゲモンド」の会が結成され、首都圏での実践販売活動等を行っていますが、町はこうした6次産業化への取り組みを通じて、後継者育成に努めていきたいと考えています。

平成28年度から国は、農業労働者不足対策として「農業労働力最適活用支援総合対策事業」を予定し、産地における人手不足を補うための仕組みづくりに着手すると聞いています。

町としても国の諸施策と連動し、りんご農家の後継者づくりに取り組みたいと考えています。

③地域中小企業を支える技術者の技能・技術のレベルアップを図る支援は大変重要なことと考えています。

まず、支援の一つとしては、「ものづくり企業」における基盤技術の知識・技能の研修があり、多種多様なコースにより、幅広く技術支援を行えるものがあります。

また、企業の要望に基づく出前型の具体的な研修や、ものづくりに携わる経営者・管理者を育成する研修など、ものづくりに関連した支援事業も充実しています。

さらに、ものづくり基盤技術を支える優れた技能・技術を持つ「あおもりマイスター」による技術習得研修事業を実施するなど、地域全体でものづくり基盤の技術力強化を図っています。

安心安全の町づくりについて

問　**除排雪充実の今年度の取組について**

①今年度の除排雪計画実施の重点事項について

②十字路道路、丁字路道路、交差点付近が除雪により高くなる危険を減少させる取組について

③通学路確保の取組について

④高齢者世帯などの屋根雪下ろし事業の現状と今後の拡充の取組について

答　①除雪体制の充実のため、委託業者の一部変更から、委託業者の作業方法等の見直しや路線状況の把握の体制が整ってきたと感じています。

今年度は、これまでにも委託期間の前後に急な降雪があったことから、委託期間を12月1日から3月31日までと、これまでより延長し柔軟に対応するとともに、路線の拡幅除雪を基本としつつ、降り続く雪や地吹雪等については、除排雪作業を併せた除雪体制をこれまで以上に充実させ、安全・安心な生活道の確保に努めていきます。

②各委託業者に対し、先に交差点に進入した方が交差点内に雪を残さないよう作業方法の見直しを図っておりますが、積雪量によっては丁字路や交差点付近の雪が高くなり、歩行者や運転手にとって見通しが悪くなることがあります。

そこで、除雪後のパトロールにおいて路線の拡幅状況と併せ、交差点や丁字路点付近の状況を把握し、また、国道県道との交差点は関係機関と協議して雪山部分の排雪等の頻度を増やしながら安全確保に努めていきます。

③このご質問については、先程、阿部議員のご質問でお答えしたとおり、各地区小中学校付近の冬期間の通学路歩道については、町小型ロータリとハンドガイド式小型除雪機とで、概ね８・３キロメートルの歩道除雪を地域住民の日常生活および児童生徒の通学路確保を目的として行っているところです。

④当町では、高齢者世帯など除排雪が困難な方が、冬期間でも安心、安全に生活できるよう、「除排雪困難世帯巡回等事業」と「高齢者世帯等除雪援助事業」を実施しています。

まず、「除排雪困難世帯巡回等事業」ですが、高齢者世帯などの除雪困難世帯を対象に、雪で生活に支障が出ないように家屋およびその周辺の確保をするもので、定期的な巡回により、雪害が生じると思われる箇所の簡易的な防雪や除雪、そして安否確認のための声がけを行います。作業は無料となっており、平成26年度実績は、利用世帯数93件に67日間巡回し、除雪は37日間、１４８回実施しています。

次に「高齢者世帯等除雪援助事業」ですが、70歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、玄関先から公道までの通路の確保を目的に、５回を限度に無料で実施するものです。平成26年度実績は、利用世帯数67件に34日間、１８３回の除雪を行っています。

今後の事業の拡充、改善については、町民のご意見やご要望を踏まえ、検討していく所存ですので、ご理解を賜りたいと思います。

（以上　議会定例会）

「藤崎町健康宣言」

町では昨年の秋まつりの会場において「藤崎町健康宣言」をしました。

会場には300人くらいの町民が参加し「すべての町民が、心身ともに健康でいきいきした人生を送ることができるよう、そして一人ひとりがいのちや健康を「自分たちの手で」守り高め、健やかで笑顔あふれる町を目指し、地域全体で健康づくりをすすめる」ことを宣言しました。

スローガン《ひまわりの輪》

わ　笑う、おしゃべり、自分なりのストレス解消をします。

ひ　肥満を予防し、すっきりしたお腹をめざします。

ま　まずは健診で、年1回の健康チェックをします。

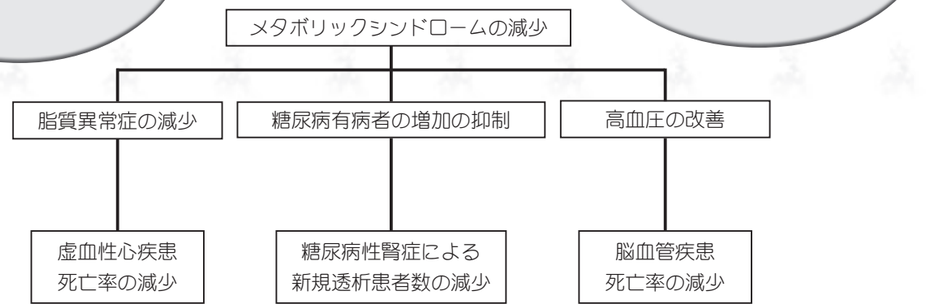

の　脳卒中予防のために塩分を控え、バランスの良い食事をします。

り　りんご、アスパラ、ニンニク、トマトおいしい野菜をまいにち食べます。

わ　若々しい血管をめざして、からだを動かします。

藤崎町は弘前保健所管内の市町村と比較して、BMI25以上の肥満の方が多いことがわかりました。肥満は糖尿病、高血圧等いろいろな生活習慣病の危険因子となります。危険因子を少しでも減らすように取り組みたいものです。

町民一人ひとりが生活習慣病改善への取り組みを考えていくための科学的根拠となるのは、健診の受診結果です。そのため、皆さんにはぜひ健診を受けてほしいと思います。

■お問合せ　福祉課健康係(内線2120)

所得税・町・県民税の申告受付は
２月12日(金)から３月15日(火)です

平成28年度分申告受付が始まります。申告の必要な方は忘れずに申告をしてください。

申告の内容は、所得税・町県民税・国民健康保険税の算出だけでなく介護保険、児童手当、所得証明書の交付などいろいろな制度の申請・決定に必要ですので、期間内に申告してください。なお農業所得等の収支記入用紙は、広報１月１日号で配布しています。

また、この度の申告について個人番号（マイナンバー）の記載は不要となっています。

◆申告が必要な方

平成28年１月１日現在、藤崎町に住所を有し、次に該当する方は申告が必要です。

①給与収入があり、次のいずれかに該当する方

〇給与収入以外の収入があった方　〇年の途中の退職などで、年末調整を受けていない方

〇藤崎町に給与支払告書を提出していない方　〇社会保険料控除・扶養控除・医療費控除などを受ける方

②年金収入があり、次のいずれかに該当する方

〇年金収入以外に収入があった方　〇社会保険料控除・扶養控除・医療費控除などを受ける方

③農業・営業・不動産・譲渡・一時・配当などの収入があった方

④平成27年中に収入がなかった方または非課税の方で、次に該当する方

〇認定や申請などのために申告が必要な方(国民健康保険・介護保険・年金・福祉・町営住宅など)

〇所得証明書などの発行が必要な方

◆申告受付日程

期間：２月12日(金)～３月15日(火)

時間：午前８時15分～11時・午後１時～３時(※役場への入場は午前８時以降からとなります)

場所：藤崎町役場３階中会議室

受付日		対象町内名		受付日		対象町内名	
2/12	金	舟場・朝日町・西豊田一～三丁目		3/ 1	火	下町・吉向・柏木堰	富柳・福舘
2/15	月		常盤	3/ 2	水	木挽町・葛野・下俵舛	
2/16	火	表町・伝馬・亀岡・俵舛		3/ 3	木		福島
2/17	水		榊	3/ 4	金	水沼・中野目・東町	
2/18	木	新町・白子		3/ 7	月		亀田・西田・若柳
2/19	金		福左内・久井名舘	3/ 8	火	藤越・林崎	
2/22	月	本町・館川町・中島・西中野目		3/ 9	水		水木
2/23	火		徳下	3/10	木	みつや・曲新田・緑町・小畑	
2/24	水	仲町・横町・矢沢		3/11	金		常盤・榊・水木
2/25	木		三ツ屋・若松・小学校通り	3/14	月	全区域	
2/26	金	全区域		3/15	火		
2/29	月	下町・吉向・柏木堰	三ツ屋・若松・小学校通り				

※混雑緩和のため、申告受付日程の町内の方を優先的に受付します。全区域の日は、大変混み合いますので、その前に申告をお願いします。

◆町・県民税申告用紙をご利用ください

町・県民税申告用紙は、町ホームページに掲載しているほか、税務課と常盤出張所に設置していますのでご利用ください。

郵送による提出も可能ですが、その際は、添付書類や申告書の控えを返送するための返信用封筒と切手を必ず同封してください。(提出先　〒038-3803　藤崎町大字西豊田一丁目１番地　藤崎町税務課住民税係)

また、所得税の納付や還付がある方については、従来どおり受付会場にお越しいただくか、税務署での申告をお願いします。

◆申告の際のお願い

申告期間中は多くの皆さんがお越しになるため会場がとても混雑します。

農業や営業の収入がある方が、収入や支出の整理をされていないと申告の計算に大変時間がかかってしまうことから、混雑緩和のため、必要書類である経費の対象となる領収書やレシートは、あらかじめ燃料費、医療費などに分けてそれぞれの合計額を計算し、帳簿などを事前に準備、整理してから会場にお越しくださるようお願いします。

また、お越しの際はできるだけ世帯全員の必要書類をご準備ください。

◆黒石税務署の申告書作成会場開設について

黒石税務署の申告書作成会場は、黒石税務署１階会議室です。

・開設期間　　２月16日(火)から３月15日(火)まで

・開設時間　　午前９時から午後５時まで

申告書作成会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した、ご自宅での申告書作成をぜひお試しください。

・お問合せ　黒石税務署（電話52－4111　※自動音声案内で２番を選択してください）

◆ネットで簡単　便利なe-TAX

確定申告書の作成・提出はインターネットを利用して申告ができる「e-TAX（国税電子申告・納税システム）」をご利用ください。e-TAXを利用して所得税の確定申告をした場合に次のようなメリットがあります。

・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から送信して申告することができます。

・源泉徴収票や医療費の領収書などの添付が不要になります。(申告期限から５年間保存する必要があります。)

・e-TAXで申告された還付申告は早期に処理されます。(還付金が３週間程度で戻ります。)

※詳しくは、国税庁ホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp/）をご覧ください。

■お問合せ　税務課住民税係(内線2105)

広報ふじさき有料広告

地元だから安心!!　塗り替えは第二のマイホームづくりです。

㈱ (有) 木村塗装

藤崎町大字西豊田三丁目２－４
TEL 75－5101　FAX 75－5102
代表取締役　木村　悦穂

TOTO　光触媒塗装（光が洗う壁）
旭硝子　フッ素塗装（最高級塗料）登録施工店　認定番号　G0102015
その他にも各種仕上材　お気軽にご相談ください。

１級技能士	４名
２級技能士	１名
２級建築施工技師	４名

常盤診療所

藤崎町常盤字富田21－６　☎0172－65－2210
～禁煙外来・往診・まき爪の治療も行っています～

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前８時30分～正午	○	○	○	○	○	○
午後２時～午後６時	○	○		○	○	

（日・祝日休診）

健診でからだからのお便りをチェック！
良い習慣の積み重ねで健康に。生活を見直し、健やかな毎日を送りましょう。
常勤の管理栄養士、健康運動指導士がお手伝いいたします。どうぞご相談ください。

学童保育クラブ職員(支援員および補助員)募集のお知らせ

学童保育クラブにて勤務可能な職員(支援員および補助員)を募集します。勤務を希望する方は、お問合せください。

◆**職 務 内 容**　小学校３年生までの児童を対象として、放課後や土曜日等に家庭に代わる生活の場を提供し、主に遊びを通じてその健全な育成を図るために、児童の安全および健康に配慮しながら、必要な活動を行います。
なお、学童保育クラブの職員には、支援員と補助員の２種類あります。

◆**募集要件等**　藤崎町または近隣市町村に住所を有し、健康で子育てに熱意のある通勤可能な方で、次のいずれかの条件を満たしている方
〇支援員
①保育士、社会福祉士、幼稚園・小中学校教諭等のいずれか資格を有する方
②高等学校卒業者であり、２年以上放課後健全育成事業に類似する事業または児童福祉事業に従事した方
〇補助員　学童保育クラブ内での活動、指導の補助が可能な方。

◆**採用予定人数**　若干名

◆**勤 務 時 間**　次の時間帯でのシフト制になります。
〇月曜日から金曜日　　小学校の下校時間～午後７時まで
〇日曜日・祝日を除く学校休業日（土曜日や長期休業日等）　　午前７時30分～午後７時まで

◆**勤 務 場 所**　３小学校(藤崎、中央、常盤)学童クラブのいずれか

◆**賃　　金**　〇支援員　時給720円　　〇補助員　時給700円

◆**受 付 期 間**　随時受付しています。(土・日・祝日の受付はできません)

◆**受 付 時 間**　午前８時15分～午後５時(水曜日のみ午後６時30分まで)

◆**申 込 方 法**　市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、住民課子育て支援係へ提出してください。

◆**選　　考**　履歴書、面接の内容により採用します。
※採否は、後日本人に通知します。

■**申込・お問合せ**　住民課子育て支援係(内線2135、2136)

スポーツ安全保険に加入しませんか？

スポーツ・文化・ボランティア活動など幅広く適用されますので、４名以上の団体でご加入ください。
詳しくは、スポーツ安全協会ホームページ(http://www.sportsanzen.org/)をご覧ください。

◆**対象となる事故**　・団体活動中の事故　・往復中の事故(自動車事故による賠償責任は適用外)

◆**補償内容**　・傷害保険(通院、入院、後遺障害、死亡)　・賠償責任保険　・突然死葬祭費用保険

◆**加入受付期間**　平成28年３月１日～平成29年３月30日

◆**保険期間**　平成28年４月１日午前０時～平成29年３月31日午後12時まで

◆**掛　　金**　１人年額800円～11,000円(団体の活動内容、年齢などによって異なります。)

■**お問合せ**　スポーツ安全協会青森県支部　☎017－782－6984

自衛官募集のお知らせ

募集種目	資格	受付期間	試験日
予備自衛官補(一般)	18～34歳未満	１月８日～４月８日	４月16日
予備自衛官補(技能)	18歳～55歳未満で国家免許を有する者		
自衛官候補生(男子)	18～27歳未満	２月１日～２月19日	２月27日

※受験資格等細部につきましては、自衛隊弘前地域事務所へお問合せください。

■**お問合せ**　〒036－8093　弘前市城東中央三丁目９－19　自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所
☎27－3871　Ｅメール　aomori.pco.hirosaki@rct.gsdf.mod.go.jp

宝くじの助成金で整備しました

〇新町町内会
新町町内会では、宝くじの助成を受けて、ねぶた台車などの町内会の活動で使用する備品を購入しました。

〇常盤地区コミュニティ協議会
常盤地区コミュニティ協議会では、宝くじの助成を受けて、ストーブなどの町内会の活動で使用する備品を購入しました。

新町町内会および常盤地区コミュニティ協議会が採択を受けた一般コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報として行っているものであり、地域コミュニティ活動の充実強化を通じて、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

■お問合せ　企画財政課企画係(内線2223)

小児インフルエンザ予防接種費用一部助成の申請はお済みですか

小児インフルエンザ予防接種費用一部助成の申請期限は２月29日(月)となっています。
対象者のうち、まだ申請していない方はお急ぎください。

◆**対　象　者**　藤崎町に住所を有する生後６か月～小学校入学前までのお子さんで、平成27年10月１日(木)～12月31日(木)の間に接種した分が対象となります。
※平成28年１月１日以降に接種した分については、助成の対象となりませんのでご注意ください。

◆**助　成　額**　１人あたり予防接種１回につき1000円を２回分まで助成します。
※２回分まとめて申請してください。

◆**申請手続き**　次のものを持参のうえ申請してください。
①母子手帳　②領収書(インフルエンザ予防接種と明記されたもの)　③振込先の通帳　④印鑑

◆**申　請　先**　福祉課健康係(常盤出張所では申請できません)

■**お問合せ**　福祉課健康係(内線2112)

平成28年度放課後学童クラブご利用のご案内

○放課後学童クラブとは

放課後や土曜日等に保護者の就労などにより保育が必要な小学校の児童を保護者に代わって保育することにより、児童の健全育成を図ることを目的としています。

◆対象児童

小学校１年生から３年生までの児童のうち、日中保護者が労働等により留守家庭状態となる児童

◆開設場所

藤崎小学校、藤崎中央小学校、常盤小学校

◆開設時間

○月曜日～金曜日：放課後～午後７時
○土曜日、長期休み：午前７時30分～午後７時
※日曜日、祝日、盆期間(８月13日～15日)、年末年始(12月29日～１月３日)は休み

◆登 録 料　年額2000円(傷害保険料相当分)

◆申込期間

２月５日(金)～２月25日(木)
※申込期間内に提出がない場合は、原則として４月からの利用はできませんのでご注意ください。

◆申込場所

○住民課子育て支援係　平日午前８時15分～午後５時
※水曜日のみ午後６時30分まで
○常盤出張所　平日午前８時15分～午後５時
○各学童(藤崎・中央・常盤)クラブ

◆提出書類

①平成28年度学童クラブ利用申請書
②就労証明書または就労状況申告書(父母両名分)

※書類は、申込場所、町内保育園、幼稚園にあります。または町ホームページ(http://www.town.fujisaki.lg.jp/)に掲載されています。

■お問合せ　住民課子育て支援係(内線2135、2136)

後期高齢者医療
高額介護合算療養費支給申請のお知らせ

◆支給対象者

後期高齢者医療制度に加入している方で医療保険と介護保険の自己負担額の両方の支払いをした方が支給の対象となります。

世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

◆対象期間

毎年８月１日から翌年７月31日までの１年間です。

◆支給額

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額(表)を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

ただし、超えた額が５００円以下の場合は支給対象となりません。

◆支給申請

支給を受けるには必ず申請が必要となります。

なお、支給の要件に該当すると思われる世帯には、２月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせを送付します。お知らせが届いた方は国保年金係に申請してください。

また、対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも、支給申請のお知らせが送付されない場合がありますので、対象になると思われる方は国保年金係までお問合せください。

■お問合せ
住民課国保年金係
(内線２１３４)

表

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得	67万円
一　般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

低所得Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の方
低所得Ⅰ：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が０円の方
(注)自己負担額は支払った額から高額医療費や高額介護(予防)サービス費を除いた額です。

○申請に必要なもの

・支給申請書　・印鑑(認印)　・被保険者証
・通帳(または通帳のコピー)等口座情報の分かるもの
・個人番号(マイナンバー)がわかるもの(通知カードまたは個人番号カード)
・本人確認書類(運転免許証、いきいき手形、障害者手帳等顔写真つきの身分証明書)
・高額介護合算療養費・高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請について(お知らせ)

※被保険者が亡くなった場合は受領申立書の提出が必要です。(事前に提出した場合は不要です。)
※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。
※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの(コピー可)、申請者の本人確認書類等が必要ですので、詳しくは担当までお問い合わせください。
※重度心身障害者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。
※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

臨時職員の登録受付についてお知らせします

平成28年度藤崎町
臨時職員採用登録募集案内

町では、臨時職員の登録を受付しています。

臨時職員の採用は、必要に応じて登録者の中から業務の条件に合致する方を選考します。なお、登録されても採用されるとは限りませんので、ご了承ください。

◆募集職種

①事務職
②技能労務職(運転技能員、学校用務員、調理員など)

◆登録申込書請求方法

「藤崎町臨時職員登録申込書」(以下「登録書」)を次のいずれかの方法により請求してください。

①町ホームページ(http://www.town.fujisaki.lg.jp/)からダウンロードする。
②郵送で請求する。
※郵送の場合は、封筒の表面に朱書きで「臨時職員登録書請求」と明記し、返信用封筒(送付先の住所・氏名を記入し、82円切手を貼付)を同封してください。
③総務課庶務係窓口から受け取る。

◆登録要件

①高校卒業以上の学歴を有する、18歳以上60歳未満の方
※ただし学校用務員については、18歳以上65歳未満の方
②事務職希望の方は、パソコンの基本操作およびワードやエクセルを使用できること
※地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は登録できません。

◆登録申込方法

「登録書」に必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、総務課庶務係に提出してください。
※郵送の場合は、封筒の表面に朱書きで「登録書在中」と記載してください。

◆登録期間

平成28年４月(新規登録の方は受付日)～平成29年３月まで
※平成27年中に登録申請をした方で引き続き登録を希望する方は、再度登録書の提出が必要となります。
※「登録書」は登録期間終了後、廃棄処分させていただきます。

◆勤務条件等

【月額賃金の臨時職員の例】

①任用期間　６か月以内
※再度任用となる場合もあります。

②勤務時間　午前８時15分～午後５時

③勤 務 日　月曜日～金曜日

④各種保険　社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険)

⑤賃 金　11万円～13万円程度
※学歴や職種によって異なります。

⑥手 当　期末・勤勉手当、寒冷地手当、通勤手当等

⑦休 暇　年次有給休暇、年末年始休暇等

⑧注意点等

臨時職員は、地方公務員法第22条第５項に規定する臨時的任用職員となりますので、任用期間中は他の職や民間アルバイト等への従事はできません。
※日額賃金の臨時職員や勤務場所によって勤務条件が異なります。

■申込・お問合せ
〒038－3803
青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目１番地
藤崎町総務課庶務係
☎0172－75－3111
(内線2203～2205)

…登録から採用までの流れ…

受付順の採用ではありませんので、ご了承ください。また、登録された方全員が採用されるとは限りません。

①「登録書」に必要事項を記載
↓
②総務課庶務係に「登録書」を提出し、受付・登録
↓
③各担当課での臨時的業務の発生または欠員の発生等
↓
④登録者の中から登録者の希望および各担当課の業務内容等を考慮し、書類選考
↓
⑤登録者へ連絡
↓
⑥面接・選考
↓
⑦採用決定

農地の借受・貸付希望者の受付中

公益社団法人あおもり農林業支援センターでは、平成26年から農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

この事業は、経営規模の縮小を検討する貸付希望者(出し手)から機構(支援センター)が農地を借り入れ、規模拡大したい借受希望者(受け手)に、まとまった農地を貸し付けるものです。

借受希望者(受け手)は事前の応募が必要で、申込みは機構(支援センター)のほか、農政課窓口で受け付けています。(５月末および10月末に取りまとめ翌月に公表されます。)

また、農地を機構に貸したい貸付希望者(出し手)についても同様に受け付けていますので、お気軽にお問合せください。

※平成27年度から、すでに締結された農作業受委託契約を賃貸借に切り替える場合は、農作業受託していた受け手を優先するよう貸付ルール(事業規程)が変更になりました。

【お問合せ】
農政課農政係(内線2245)、公益社団法人あおもり農林業支援センター
☎0177－73－3131

こんにちは国保係です

保険税の納め忘れにご注意を

特別な事情もなく保険税を滞納し、納付相談などにも応じない場合は、未納期間に応じて下記のような措置がとられます。保険税の滞納は、国保の加入者全員に迷惑をかけることになります。保険税は必ず納めましょう。

■資格に関するお問合せ　住民課国保年金係(内線2132～2134)
■納付に関するお問合せ　税務課収納係(内線2107)

①納期を過ぎると督促
延滞金などを徴収される場合があります。すみやかに納めましょう。

②短期被保険者証を交付
督促が行われたあとにも納めないでいると、通常の保険証の代わりに、有効期間の短い短期被保険者証が交付されます。

短期被保険者証になると・・・
保険証の有効期間が短くなります。
３か月ごと(18歳未満の方は６か月ごと)に更新が必要となります。

③資格証明書を交付
保険税を納めないまま納期限から１年を過ぎると、保険証を返却しなければいけません。代わりに資格証明書が交付されます。

資格証明書とは・・・
国保の被保険者であることを証明するだけのものです。お医者さんにかかるときには医療費をいったん全額自己負担することになります。

④国保の給付差し止め
保険税を納めないまま納期限から１年６か月を過ぎると、国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

そのほかに、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。

どうしても納付が難しいときは相談を

特別な事情により保険税の納付が困難なときには、申請により保険税の分割納付などができる場合があります。どうしても納付が難しいときには滞納のままにせず、担当の窓口へご相談ください。

広報ふじさき有料広告

～表紙の説明～

１月１日(金・祝)に行われた「第353回常盤八幡宮年縄奉納行事」でのひとコマ。

水ごりを行った締込姿の男性たちが「サイギ、サイギ」の掛け声とともに、年縄を担いで練り歩きました。そして無事に年縄を奉納し、五穀豊穣や家内安全を祈願しました。

年金だより

国民年金前納割引制度(口座振替 前納)について

「うっかり忘れて納付期限を過ぎていた」「忙しくて金融機関の窓口やコンビニエンスストアで支払う時間がない」という方は、便利な口座振替をご利用ください。なお、まとめて前払い(前納)すると保険料が割引されます。

口座振替の方法は…
①２年前納(４月～翌々年３月分)
②１年前納(４月～翌年３月分)
③６か月前納(４月～９月、10月～翌年３月分)
④当月末振替(早割)
※本来の納付期限よりも１か月早く口座から振替する方法です。
⑤翌月末振替　※保険料の割引はありません。
◎まとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでお得です。

口座振替での前納のお申し込みはお早めに
◎口座振替での平成28年度分１年前納・６か月前納(４月～９月分)・２年前納の締切日は、平成28年２月29日(月)です。
※すでに口座振替で前納されている方は、再度のお申込みは必要ありません。ただし、１年前納から２年前納への変更など、振替方法を変更される場合は、再度お申込みが必要です。
※保険料が一部免除された方は、口座振替の前納制度はご利用いただけません。
◎初めて口座振替で前納制度(２年前納、１年前納、６か月前納、当月末振替(早割))をお申込みされた場合は、直前の３か月分(６か月前納の場合→４月末振替時は３月分、10月末振替時は９月分、当月末振替(早割)の場合→前月分)の保険料が未納の場合は、前納保険料額と同時に振替となります。
平成28年４月中旬に届く「国民年金保険料口座振替額通知書」で実際に口座から振替される金額を確認し、預金残高にご注意ください。
残高不足で口座からの振替が出来なかった場合は、次の振替日(２年前納、１年前納の場合は翌年４月末)までの間、割引がない翌月末振替になります。
※詳しくはお近くの年金事務所へお問合せください。

■お問合せ
〇弘前年金事務所国民年金課　☎27－1339

3月 健康係 カレンダー

満１歳のお誕生日を迎えたらMR(麻しん・風しん)の予防接種を受けましょう。
また、すこやか健診等の日程一覧表は、町ホームページに掲載しています。

すこやか健診

３月３日(木)【１歳６か月児健診】
●対　象　H26年７月～８月生
●受　付　13:00～13:15
●場　所　町文化センター
●内　容　身体計測、内科、歯科、栄養指導、歯科指導、保健指導
●持ち物　母子手帳、ふじさきっず、問診票、バスタオル等

３月10日(木)【３歳児健診】

●対　象　H24年７月～８月生
●受　付　12:30～12:45
●場　所　町文化センター
●内　容　身体計測、内科、歯科、耳鼻科、視力、聴覚、尿検査、精神発達、栄養指導、保健指導
●持ち物　母子手帳、ふじさきっず、問診票、バスタオル等

すこやか相談

３月17日(木)【10か月児健康相談】
●対　象　H27年４月～H27年５月生
●受　付　9:30～9:45
●場　所　町文化センター
●内　容　身体計測、離乳食のお話・試食、生活リズムや発達のお話
●持ち物　母子手帳、ふじさきっず、問診票、バスタオル等
※参加ご希望の方は7日前までにご連絡ください。

３月17日(木)【母子健康相談】
●対　象　妊婦・生後３か月以上の乳幼児
●受　付　10:00～11:00
●場　所　町文化センター
●内　容　妊娠中のアドバイス、乳幼児の身体計測、育児相談
●持ち物　母子手帳、ふじさきっず、バスタオル等

健康相談

３月２日(水)・16日(水)【こころの健康相談】
●時　間　9:00～12:00
●場　所　(２日)常盤老人福祉センター
　　(16日)藤崎老人福祉センター

３月11日(金)・18日(金)【傾聴サロン】
●時　間　13:00～15:00
●場　所　(11日)町文化センター
　　(18日)常盤老人福祉センター

■お問合せ　福祉課健康係(内線2121～2124)

No. 208

ふれあいライフ

生涯学習だより

藤崎いきいき生活大学「エコクラフト講座」

12月11日(金)、17日(木)常盤生涯学習文化会館において「エコクラフト講座」が開催されました。

県環境マイスター　成田繁子氏を講師に迎え、エコクラフトテープでフタ付きカバンとかごを作りました。フタ付きカバンは網代編み(三内丸山遺跡から出土したポシェットと同様の編み方)、かごは追いかけ編み、引き返し編みなど数種の編み方で作りました。

受講生は講師の指導のもと、お互いに協力し合ってステキなカバンとかごを完成させました。

受講生からは「編み方が難しく、思ったより時間がかかってしまいましたがその分、自分の作品が完成した時の喜びはとても大きかったです。ステキなカバンが出来ました。」と完成した作品に大満足の様子でした。

ふじさきスポーツチャレンジポイントラリー締切迫る！

ふじさきスポーツチャレンジポイントラリーの締切が3月31日と迫ってきました。エントリーシートにポイントシールを貼り、1枚目のシートがたまったら、スポーツプラザ藤崎または常盤生涯学習文化会館へ提出しエントリーとなります。シートがたまっているのに提出していない方は忘れずに提出をお願いします。

◆お問合せ
スポーツプラザ藤崎
☎75－3323

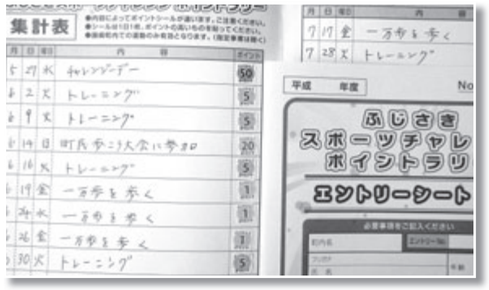

資料館あすか2月の企画展「藤崎フォトクラブ会員展」

毎年この時期に開催して11回目になります。開催を心待ちにして訪れるお客様が年々、増え続けています。

その理由はどこにあるのか。昨年のお客様アンケートから感想をひろってみると、「とてもなごみました。いつも見ている風景にこんな場面があったとは。じっくり我がふるさとを楽しまなくては。」(60代女性　藤崎町)「会の楽しい雰囲気が伝わるあたたかい展示でした。」(40代男性　青森市)「いずれも素晴らしい作品。自然の素晴らしさ、人々のふれあいの大切さを再認識しました。」(70代女性　弘前市)ほか多数。

一枚の写真に心が動く、ほっとする、撮影の話を聞く、などいろいろな楽しみ方があります。今年も皆さんのご来場をお待ちしています。

◆日　時
2月26日(金)～3月6日(日)
午前9時～午後4時30分
※最終日は午後3時まで

◆休館日
2月29日(月)

◆入館料　無料

◆会場・お問合せ
常盤ふるさと資料館あすか
☎65－4567

紫柳社 川柳

十二月例句会 入選作品抄
題「おみくじ」「親子」「終り」

おみくじは大吉挙式待つ二人　　清水　川魚
天寿まっとう眠ったような顔で逝き
人類の終りだ核が核を攻め

一年をこのおみくじに賭けて見る　　福井　藤人
晴れ舞台めざし親子の泣き笑い
執念で始終くぐった修羅の道

大吉が財布の奥で出番待つ　　田中さち子
いよいよか親の介護は子の課題
無人駅ここから先は過疎の村

大吉を引き七億も買ってみる　　野呂　文坊
遺産分け親子の道が遠くなる
終章の願い畳で発つ楽土

凶が出て何もかわらぬ飯三度　　ちょちょじ
母に手を引かれた今は母の手を
最終回ドンデン返しを待つファン

反論のおみくじ持っている強み　　加川　炎川
防災訓練親子仲良く呼応する
おみくじを粗末にしな神の国

大吉を引いた夫に嫉妬する　　成田　波麻
親と子の晩酌恙ない夕餉
終活の準備済ませている余生

おみくじが自分の迷い解いてくれ　　福井　朗風
最高の教師無学な父と母
何もかも水に流そう除夜の鐘

わが子抱く息子写真の父に似て　　木村　羊川
打ち止めの拍子木次回を期待させ
抜群の運動神経目指す五輪

としょかんだより

藤崎町図書館
大夢
☎75－2288

◎最新着図書

☆一般図書
○「光合成細菌　採る・増やす・とことん使う」　佐々木 健‖著
○「面白くて眠れなくなる遺伝子」　竹内 薫‖著
○「やさしいチョコレートのお菓子」　飯塚 有紀子‖著
○「一〇三歳、ひとりで生きる作法」　篠田 桃紅‖著
○「戦旗」大坂の陣 最後の二日間　松永 弘高‖著
○「関羽を斬った男」　吉川 永青‖著
○「江ノ島西浦写真館」　三上 延‖著
○「踊り子と将棋指し」　坂上 琴‖著
○「ブラック・ヴィーナス」投資の女神　城山 真一‖著
○「コンカツ！」　桔梗 楓‖著
○「家族の横顔」　澤地 久枝‖著
○「あの人が同窓会に来ない理由」　はらだ みずき‖著
○「あなたの人生、逆転させます」　小笠原 慧‖著
○「日時計」　シャーリイ・ジャクスン‖著
☆児童図書
○「おもちゃのチャチャチャ」　市原 淳‖構成・絵
○「まめまきバス」　藤本 ともひこ‖作・絵
○「きみのおうちは」　あんどう はるか‖さく・え
○「なくしものくじら」　初田 たくみ‖著
○「ロベルトのてがみ」　マリー・ホール・エッツ‖作
☆郷　土
○「岩木山を科学する2」　「岩木山を科学する」刊行会‖編
○「青森共和国のオキテ100カ条」　伊奈 かっぺい‖監修　ほか

※都合により、一部納期が遅れることがあります。

◎第154回芥川賞・直木賞受賞作品・候補作品の紹介

☆芥川賞
○「死んでいない者」　滝口 悠生‖著（受賞作）
○「異類婚姻譚」　本谷 有希子‖著（受賞作）
○「家へ」　石田 千‖著（候補作）
○「異郷の友人」　上田 岳弘‖著（候補作）
○「シェア」　加藤 秀行‖著（候補作）
○「ホモサピエンスの瞬間」　松波 太郎‖著（候補作）
☆直木賞
○「つまをめとらば」　青山 文平‖著（受賞作）
○「ヨイ豊」　梶 よう子‖著（候補作）
○「戦場のコックたち」　深緑 野分‖著（候補作）
○「羊と鋼の森」　宮下 奈都‖著（候補作）
○「孤狼の血」　柚月 裕子‖著（候補作）

◎おはなし会開催のおしらせ

☆定例おはなし会
●い　　つ　2月13日(土)　午前10時～午前10時45分
●ど こ で　常盤生涯学習文化会館「児童室」
●おはなし　ときわっ子本の会
　テーマ：「心あたたまるおはなしを」
・本の内容を覚えて語り聞かせる手法(ストーリーテリング)で語ります。
●対　　象　小学生、その他おはなしの好きな方
※始まりの時間に間に合わないと中に入れませんので、開始時間前までにおいでください。

☆定期おはなし会「おはなしのとびら」
●い　　つ　2月20日(土)　午前10時～午前11時
●ど こ で　藤崎町図書館 児童室「よいこのくに」
●おはなし　わっこの会
　テーマ：おはなしのくにからメッセージ
　「旅の絵本 Ⅶ　中国編」
　「王さまと九人のきょうだい」
　「サルビルサ」ほか
・対　　象　幼児・児童(保護者含む)

◎藤崎町図書館 大夢(たいむ) 休館日

☆2月の休館日
1日(月)・8日(月)・11日(木・祝)・15日(月)・21日(日)～26日(金)・28日(日)・29日(月)
※2月28日(日)は図書整理のため休館させていただきます。

◎図書館蔵書点検に伴う休館のお知らせ

期間：2月22日(月)～2月26日(金)
　蔵書点検期間は、1年に1回館内全ての本の所在・汚破損等の確認を行っております。ご不便をおかけしますが、ご協力お願いします。
※蔵書点検期間中に本の貸し出しはできません。

※休館日に図書返却する場合は、正面玄関脇に設置の「返却ポスト」をご利用ください。
※「県立図書館オンラインサービス・遠隔地サービス」をご利用の方は、ふれあいすーむ館窓口へお越しください。

「第11回藤崎町社会福祉大会」開催のお知らせ

◆**日　時**　2月20日(土)
◆**場　所**　町文化センター「大ホール」
◆**日　程**
○正午～午後0時30分　受付
○午後0時35分～午後1時35分　講演
○午後1時40分～午後2時　ボランティア推進校福祉作文発表
○午後2時5分～午後2時25分　社会福祉協議会職員による寸劇
○午後2時35分～午後3時50分　式典
◆**申込締切**　2月12日(金)(一般参加者)
◆**申込方法**　町内名、人数、送迎バス利用の有無をお知らせください。
◆**その他**
・参加者全員に粗品を用意しますので、申込みのうえ参加してください。
・大会当日は、送迎バスを運行します。送迎時間は「ふじさき社協だより2月号」で確認してください。
【申込・お問合せ】
○藤崎町社会福祉協議会　☎65－2056
○藤崎老人福祉センター　☎75－3232

平成28年度『コンフューザーR』新規設置者募集について

りんごの重点防除害虫であるリンゴカクモンハマキ等からの被害を防ぐための交信攪乱剤『コンフューザーR』の新規設置者を募集しますので、平成28年度から新たに設置を希望される方は、期日までに書類を提出してください。
◆**提出期限**　2月22日(月)
◆**提出書類**　つがる弘前農協藤崎支店内に設置しています。
◆**経　費**　10a当たり5760円を予定しています。
◆**助成金**　藤崎町より購入費助成がある予定です。
(平成27年度助成率
1年目1／2、2年目1／3、3年目1／4、4年目以降0)
【申込・お問合せ】
藤崎町りんご共同防除組合連絡協議会　事務局
(つがる弘前農協藤崎支店内)
☎75－3320

平成27年度(第36回)試験成果・情報発表会のお知らせ

◆**日　時**　2月16日(火)　午後1時30分～午後4時
◆**場　所**　平川市文化センター「文化ホール」
◆**発表内容**
・りんご「ふじ」のわい化密植栽培における樹の生育と収量の経年変化
・りんご「ふじ」着色系統の果実特性
・平成27年における病の発生要因
・ぶどう「スチューベン」の長期貯蔵における灰色かび病の防除対策
・おうとう新品種「ジュノハート」の特性
※各種成果の展示、りんごの試食も行います。
【お問合せ】
りんご研究所　☎52－2331

女性を対象としたりんご剪定技術講習会のお知らせ

◆**日　時**　2月15日(月)　午後2時
◆**場　所**　根子橋りんご生産組合冷蔵庫周辺園地(藤崎中央小学校南側)
◆**内　容**　りんご普通樹の整枝剪定技術の基礎的内容に重点をおいた実地講習(男性の受講も可)
◆**その他**　事前申込不要です。
【お問合せ】
農政課農政係(内線2245)

「第3回常盤レクダンスフェスティバルIN藤崎」開催

楽しく一緒に踊りたくなるレクダンスをたくさん用意していますので、皆さんお誘いあわせの上ご来場ください。
◆**日　時**　2月28日(日)　午後0時30分～午後2時30分
◆**場　所**　町文化センター「大ホール」
◆**出　演**　常盤レクダンス(賛助出演)　金木・稲垣・田舎館・弘前のダンスサークル(ゲスト)　オカリナサークルポポロ
◆**入場料**　無料
【お問合せ】
町文化センター　☎75－3311

藤崎水墨画会会員募集のお知らせ

次の日時・場所で活動していますので、お気軽にお越しください。
◆**日　時**　毎月第2、4金曜日　午前10時～正午
◆**場　所**　町文化センター「研修室」
◆**その他**　初心者大歓迎です。まずはお問合せください。(お問い合わせは午後5時ごろにお願いします)
【お問合せ】
☎65－2221　中畑

青森高等技術専門校 平成28年度入校生募集

◆**訓練科名および募集定員**
○電気工学科　15名
○環境土木工学科　10名
◆**訓練期間**　両科とも2年(平成28年4月～平成30年3月)
◆**応募資格**　高等学校卒業者(見込み含む)または同等以上の学力を有する者
◆**願書受付期間**　2月10日(水)まで
◆**試験日**　2月18日(木)
◆**合格発表**　2月25日(木)
※詳細についてはお問合せください。
【お問合せ】
青森県立青森高等技術専門校　☎017－738－5727

雪道での自転車の利用は危険ですので控えましょう！

冬の道は大変滑りやすく転倒事故の危険が高まります。
雪が積もっていない場合でも、路面が凍結していることもありますので、自転車の利用は控えましょう。
また、自動車を運転する際もスリップ事故等には気をつけましょう。
【お問合せ】
藤崎町交通安全対策協議会(総務課防災係内)　☎75－3111(内線2208、2209)

消防だより

東消防署北分署　☎75－3333

平成27年度全国統一防火標語
「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

ガス器具を正しく使用しましょう

厳しい冬は、ご家庭でガスを使用しての温かい食事や鍋物などで食卓を囲むことがとても多くなる季節です。しかし、ガスは使用方法を間違えると火災につながるおそれがあります。
使用方法を守ってガスを正しく安全に使用しましょう。

①着火・消火は必ず目で確認
②青い炎で使用する
(赤い炎では不完全燃焼が考えられるため)
③使用中は器具から離れない
(風や煮こぼれで火が消えたり、天ぷら油に着火し大変危険であるため)
④室内では換気扇を回し、時々窓を開けて十分に換気する
(換気が十分に行われないと、酸素が不足し、不完全燃焼を起こすおそれがあるため)
⑤使用後はガスの元栓を閉める
(特におやすみ前やお出かけ前には要確認、またゴム管がしっかりはまっているか、損傷がないか注意する)

ガスくさいと感じたら…
○火気は絶対に使用しない
(換気扇、電気のスイッチには手を触れない)
○窓を静かに開けて換気する
○手元のガス栓やメーターガス栓を閉め、取扱店・販売店に連絡する

防火対象物(事業所)の使用開始を届出していますか

建築物を様々な業種で使用する場合は、火災予防条例により使用する7日前までに、事業所の名称・所在・用途・収容人員など必要事項を記入した「防火対象物使用開始(変更)届出書」を消防に届出しなければいけません。

届出が必要となる主な場合
○新築、増築や改築などによって事業所部分の床面積が150㎡以上となる場合
○地階、無窓階の床面積が50㎡以上となる場合
○全部または一部が今までと異なる事業用途に変更となる場合
○事業所の名称などに変更が生じる場合

届出書には案内図・配置図・平面図などの建築関係図面を添付して2部提出する必要があります。また、建物規模によっては消火器などの消防用設備の設置が必要となります。
使用開始届出書をまだ提出していない事業所は、速やかに届出するとともに、防火対策は大丈夫か、今一度、冷静な目で周囲を見直し、不安なことがありましたら遠慮なくご相談ください。

■お問合せ
弘前消防本部予防課
☎32－5104
東消防署北分署
☎75－3333
または最寄りの消防署、分署へ

町の人口と世帯数

		12月31日現在	前月比
人口	男	7,228人	±0
	女	8,253人	+15
合計		15,481人	+15
世帯		5,889世帯	+12

2月の町税等の納期

納期限は2月29日(月)です

●介護保険料	第8期
●後期高齢者医療保険料	第8期
●国民健康保険税	第8期

県内の交通事故概況

(12月31日現在)

	12月中	前年比	年間累計	前年比
件数	435件	+24	3,854件	−279
死者	3人	−4	40人	−14
傷者	548人	+51	4,773人	−332

戸籍の窓　12月届出分

お誕生おめでとうございます　お悔やみ申しあげます

（　）内保護者

西豊田三　小田桐悠華(悠太)　館川町　浅瀬石　剛(54)
俵　舛　福士　幾乃(広基)　伝　馬　佐藤　忠行(72)
西豊田三　田中　愛菜(覚)　伝　馬　野呂　修(89)
福　島　古川　瑛登(佑也)　小　畑　三上みきえ(66)
西豊田二　成田　花衣(優佑)　徳　下　對馬　義雄(92)
西豊田二　遠藤　心華(竜次)　常　盤　羽賀　陸郎(94)
舟　場　有馬　鈴乃(健人)　常　盤　髙木　富江(73)
若　松　髙木　奏汰(剛)　福　島　吉田　京子(76)

※この欄に載せたくない方は、届出の時に、窓口に申し出てください。

矢沢　成田登美枝(84)

1日3食、野菜を食べよう！

ふじさキッチン

■お問合せ　福祉課健康係（内線 2122）

青森では寒さが厳しい真冬に、その寒さを利用したおいしい野菜作りが行われています。その一つが、肉厚な葉の食味と、強い甘味が特徴の「寒じめほうれん草」です。

「寒じめ」は、収穫間近になった葉をわざと寒さに当てる栽培方法です。「寒じめ」することによって葉は凍りつかないように水分を少なくし、糖分をため込むことから甘味が増し、うま味成分であるアミノ酸含有量やビタミンC、ビタミンE、βカロチンが上昇します。

その一方、硝酸やえぐ味の原因となるシュウ酸の含有量は減少するので、ほうれん草の苦手なお子様でも食べられます。

ぜひこの時期に味わってみてください。

旬を味わう「寒じめほうれん草の中華煮」

■材料（２人分）

・ほうれん草　1束(200g)　・生姜　1かけ(12g)　・ごま油　大さじ1(12g)

(A)（・豚肉こま切れ　150ｇ　・かたくり粉　小さじ１(3g)　・しょうゆ　小さじ１(6g)）

(B)（・水　100ml　・かたくり粉　小さじ１(3g)　・しょうゆ　小さじ2(12g)　・オイスターソース　小さじ2(12g)）

■作り方

①豚肉にしょうゆとかたくり粉を加えてもみこんでおく。(A)

②生姜はせん切りにし、(B)の調味料を合わせておく。

③ほうれん草は、深めのフライパンに底から３～4cmのお湯を沸かし、入れたら蓋をして約10秒加熱し、ほうれん草を裏返して蓋をして更に約10秒加熱したら水にとり、しっかり水気を絞り、3cm長さに切る。

④フライパンにごま油と生姜を熱して香りが立ってきたら、①の豚肉を炒める。

⑤肉に焼き色がついたら(B)の調味料を入れて加熱しながら混ぜ、とろみがついたらほうれん草を加えて火を止める。

※ほうれん草は、歯ごたえが残る程度にゆでましょう。

藤崎いきいき生活大学閉講式

「藤崎いきいき生活大学」閉講式を次のとおり開催します。
どなたでも入場できますので、皆様お誘い合わせの上、おいでくださるようお知らせします。

◆日　時　３月５日(土)　午前10時

◆場　所　常盤生涯学習文化会館 多目的ホール

◆内　容

〇第１部　藤崎いきいき生活大学閉講式式典

〇第２部　記念講演・学習報告

青森県文化財保護審議会長
藤崎いきいき生活大学
「弘前城お引越し見学ツアー講座」講師
講師　今井　二三夫　氏
演題　「弘前城曳屋裏話」

※昨年９月15日(火)に開講した「弘前城お引越し見学ツアー講座」にかかる学習報告および弘前城曳屋にまつわる内容となっています。

◆お問合せ　生涯学習課・常盤生涯学習文化会館　☎65－3100